

令和7・8年度 臼杵市小規模修繕工事等契約希望者登録申請要領

I 小規模修繕工事等契約希望者登録制度とは

臼杵市内で建設業を営む方で、臼杵市競争入札参加資格者名簿に登載されていなくても、小規模な工事等の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する際に積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与するものです。

1. 対象となる工事等

- 市が発注する小規模な工事や修繕
- その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- 1件の工事金額が20万円未満のもの

II 臼杵市小規模修繕工事等契約希望者登録名簿への登録

小規模な工事の受注・施工を希望する方は、「臼杵市小規模修繕工事等契約希望者登録名簿」に登録申請をしていただきます。この名簿は本市庁舎全体で内部共有し、臼杵市が発注する小規模修繕工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、市ホームページ等にて一般にも名簿閲覧・公開されること、および、この名簿に登録されても工事等発注が約束されるわけではないことをご了承ください。

1. 登録要件について

○ 登録できる方

- ・ 臼杵市内に主たる事業所を置き、臼杵市競争入札参加資格者名簿に登載されていない方（建設業の許可の有無や、経営組織、従業員数等は問いません）

● 登録できない方

- ・ 臼杵市内に主たる事業所を置いていない方。（法人においては他の市町村に本店がある場合、個人においては臼杵市に住民登録をしていない場合など）
- ・ 小規模修繕工事等に係る契約を履行する能力を有しない方 及び破産者で復権を得ない方
- ・ 臼杵市競争入札参加資格者名簿に登載されている方
- ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- ・ 市税を滞納している方
- ・ 暴力団関係者など、公契約の相手方として不適切と認められる方

2. 登録申請の方法

○ 登録申請書

登録を希望する方は、登録申請書を臼杵市役所契約検査課へご提出ください。

申請書は、市のホームページから様式ダウンロードできます。（契約検査課でも配布しております）

○ 添付書類

登録申請時には、下記書類の添付が必要です。

- ◎ 市税等滞納有無調査承諾書 兼 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ◎ 登録しようとする方が法人の場合は、登記事項証明書【履歴事項全部証明（写し可）】
※写しで構いませんが、最新の内容が反映されたものを提出してください。
- ◎ 登録しようとする方が個人の場合は、運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が確認できる書類の写し
- ◎ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ◎ その他市長が必要と認める書類

※書類提出先となる契約検査課の住所・電話番号は最後に記載してあります。

3. 登録の受付

受付期間：令和7年2月3日(月)～令和7年3月3日(月)

有効期間：令和7・8年度の2年間有効

4. 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった場合や事業を廃止した場合は、「小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届」を速やかに提出してください。

5. 登録の取消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- 上記Ⅱ－1の「登録できない方」に該当するようになった場合
- 倒産または破産した場合
- 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合

Ⅲ 契約の締結

1. 書面による契約

契約を締結することとなった場合は、発注課の指示に従って必ず書面(納品・請求書)により契約します。
なお、契約保証金は原則として免除となります。

2. 契約の履行

臼杵市契約事務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に契約の履行をしていただくことになります。

なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請(丸投げ)は認められませんので、**希望業種の記載範囲は自ら施工(履行)できる業種を記載**してください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

3. 請負代金の支払

請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。
なお、前払金や部分払金はありません。

【お問い合わせ・提出先】

〒875-8501 大分県臼杵市 大字 臼杵72番1
臼杵市役所 契約検査課 (臼杵庁舎2F)
Tel. 0972-72-1064(ダイヤルイン)

臼杵市小規模修繕工事等 業種コード表

大コード		小コード(業種別)
		申請書の業種名は、この下の欄から選んでください。
01	大工	①大工 ②造作
02	左官	①モルタル塗り ②漆くい塗り ③タイル張り ④ブロック積み ⑤レンガ積み
03	とび	①足場 ②盛土・擁壁 ③外構(ネット、フェンス、門塀、バルコニー、カーポート)
04	屋根	①瓦 ②スレート ③金属板
05	内装	①天井仕上 ②壁仕上 ③間仕切り ④床仕上 ⑤インテリア(カーテン、ブラインド)
06	電気	①電気設備 ②照明設備 ③配線設備
07	通信	①通信設備 ②放送設備
08	管	①冷暖房設備 ②給排水設備 ③給湯設備 ④衛生設備 ⑤ガス設備
09	造園	①植栽 ②剪定 ③公園設備 ④遊具
10	建具	①サッシ ②シャッター ③ドア ④ふすま ⑤木製建具
11	ガラス	①ガラス ②鏡
12	板金	①建築板金 ②板金加工 ③とい
13	塗装	①塗装(遊具、設備) ②防水 ③屋根
14	鉄鋼	①鉄骨加工 ②板金加工 ③鉄筋加工 ④溶接
15	機械	①運搬機器 ②集塵機器 ③給排気機器 ④揚排水機器 ⑤舞台装置 ⑥体育機器
99	その他	上記以外の業種(役務の提供等)